

手形支払について

平成28年10月
中小企業庁

下請代金等の受取について

契 約

■ 下請代金法第3条に規定する書面

下請代金の額、支払期日、手形の金額及び満期日

納品・受領

■ 下請代金法第2条の2 下請代金の支払期日

・支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定める。

支払期日

■ 振興基準 第4 4) 下請代金の支払方法の改善

- (1) 下請代金はできる限り現金で支払う。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払う。
(2) 親事業者は、手形期間が60日以内となるようにするなど、段階的に手形期間の短縮に努める。

■ 下請代金の支払手形のサイト短縮について

※昭和41年3月 公正取引委員会 中業企業庁 通達

下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として120日以内（繊維業は90日以内）とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力することとする。

支払

■ 下請代金法第4条第2項第2号 割引困難手形の交付の禁止

下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。（通達の日数を超える長期の手形など）

① 下請代金の手形割合（下請事業者）

全て現金	10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50%以上	全て手形
59.0%	6.9%	7.1%	7.7%	11.3%	8.1%

② 「全て現金」の割合（業種別）

全体	建設業	運送業	繊維産業	自動車産業	産業機械・航空機等産業
59.0%	59.1%	76.7%	56.7%	34.2%	29.4%

③ 代金への手形割引手数料相当分の加味

されていない（中小企業）	93.1%
していない（大企業）	92.5%

④ 手形の割引率（中小企業）

	1%未満	1～2%未満	2～3%未満	3～5%未満	5%以上
91-120日以内	3.6%	37.8%	34.8%	20.4%	3.6%

⑤ 金融機関の短期貸出金利

	1%未満	1～2%未満	2～3%未満	3～5%未満	5%以上
中小企業向け	1.1%	21.5%	60.4%	16.5%	0.5%
大企業向け	33.2%	52.8%	10.3%	3.3%	0.5%

参考：昭和45年5月 短期貸出金利 6.25%

⑥ 手形サイト（下請事業者）

	30日以内	60日以内	90日以内	120日以内	120日超
受取	0.9%	5.7%	29.6%	58.5%	5.2%

⑦ 手形サイトの変更意向（中小企業）

	現状	短縮	どちらかと言えば短縮すべき
60日以内	56.6%	18.2%	25.2%
61-90日以内	36.4%	28.8%	34.7%
91-120日以内	28.4%	31.6%	40.0%

参考資料：③～⑤、⑦平成25年度下請代金の受取等に関する調査事業 報告書（平成26年1月）
＜調査対象＞25,600社（大企業、中小企業、金融機関） うち回答数 9,908社

①、②、⑥平成27年度発注方式等取引条件改善調査事業 報告書（平成28年3月）
＜調査対象＞22,200社（下請事業者、親事業者） うち回答数 6,864社

下請法

○第2条第10項（定義）

この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあっては、役務の提供。）に対し支払うべき代金をいう。

○第2条の2（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、60日の期間以内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

○第3条第1項（書面の交付等）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。（略）

○第4条第1項（親事業者の遵守事項）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合には、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

○第4条第2項（親事業者の遵守事項）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第1号を除く。）に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

振興基準

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

4) 下請代金の支払方法の改善

（1）親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

（2）親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短縮化に努め、例えば、手形期間が60日を超える場合には60日以内となるようにするなど、段階的に手形期間の短縮に努めるものとする。また、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときには、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。

41公取下第169号
41企 庁第339号
昭和41年3月11日

（繊維以外の業種）殿

公正取引委員会事務局長 竹中 喜満太
中小企業庁長官 山本 重信

下請代金の支払手形のサイト短縮について

上記のことについては、かねてより強く要請してきたところであるが、遺憾ながら最近の状況をみると必ずしも改善されているとは認められません。

政府としては、このような事態に対処して下請代金支払遅延等防止法の趣旨にそい、下請取引の適正化をはかるために、下請代金の支払に係る手形のサイトの短縮について下記により措置を講じることになりました。

ついては貴会においても政府の方針を十分ご了知のうえ、さん下の工業会およびその所属親事業者に対し、周知徹底するとともに、さらに積極的に下請取引の適正化をはかるようご指導をお願いします。

記

手形サイトは業種業態に応じかなりの長短があるので、今後実情に即した標準を定める方針であるが、（繊維以外の業種）については、さしあたり、親事業者は、下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として120日以内とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力することとする。

上記のサイトを越える手形を振り出している親事業者に対しては、実情聴取のうえ業種形態に応じ所要の改善指導を行なうとともに下請事業者の利益を不当に侵害している親事業者に対しては、下請代金支払遅延等防止法に基づき必要かつ適切な措置をとるものとする。

なお、親事業者は、手形サイトの短縮にあたって、現金支払率の低下、支払期日の延長、外注量の削減等取引条件を悪化させてはならない。また、現在120日未満のサイトの手形を交付している親事業者は、これを維持するよう努めることとする。

（注）繊維業のサイトについては、90日以内。

1. 実態調査

調査の概要

●平成27年度発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）

1. 調査の内容

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に照らした実際の取引実態を定期的に調査・分析し、その改善状況を把握するとともに、下請取引を巡る様々な問題について実態調査を行っているもの（平成3年度から継続的に実施）。

2. 調査方法・時期

郵送によるアンケート（平成28年1月）／ヒアリング（平成28年2～3月）

3. 有効回答数

下請事業者6,044社（回収率30.0%）／親事業者820社（回収率40.0%）

●平成25年度下請代金の受取等に関する調査（中小企業庁）

1. 調査の内容

手形割引の実態、手形サイト短縮に関する意識調査（短縮された場合の効果・影響）等

*下請取引以外の代金についても調査に含む。

2. 調査方法・時期

- ・調査票送付による記載方式（選択式）
- ・調査実施期間：平成25年10月30日～11月22日

3. 有効回答数

中小企業：7,314社（回答率 36.6%）／ 大企業：2,195社（回答率 43.9%）

金融機関： 399機関（回答率 66.5%）

2. 現金払い

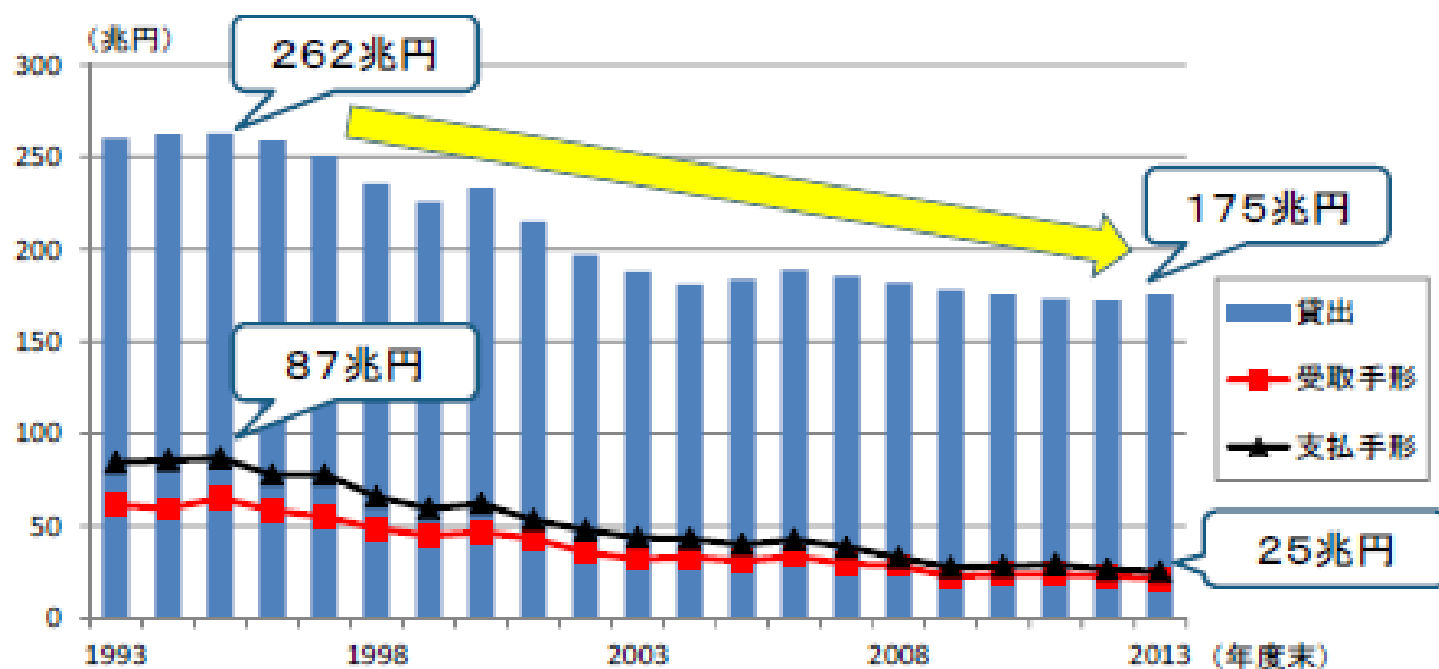
手形取引の推移

- 手形取引は大幅に縮小してきた。

1995年度末（ピーク）：87兆円 → 2013年度末：25兆円（▲71%の減少）

- 支払企業が、事務コスト削減*の観点から手形利用を控える傾向にある。

*①手形発行や支払に関する事務負担、②搬送コスト、③印紙税



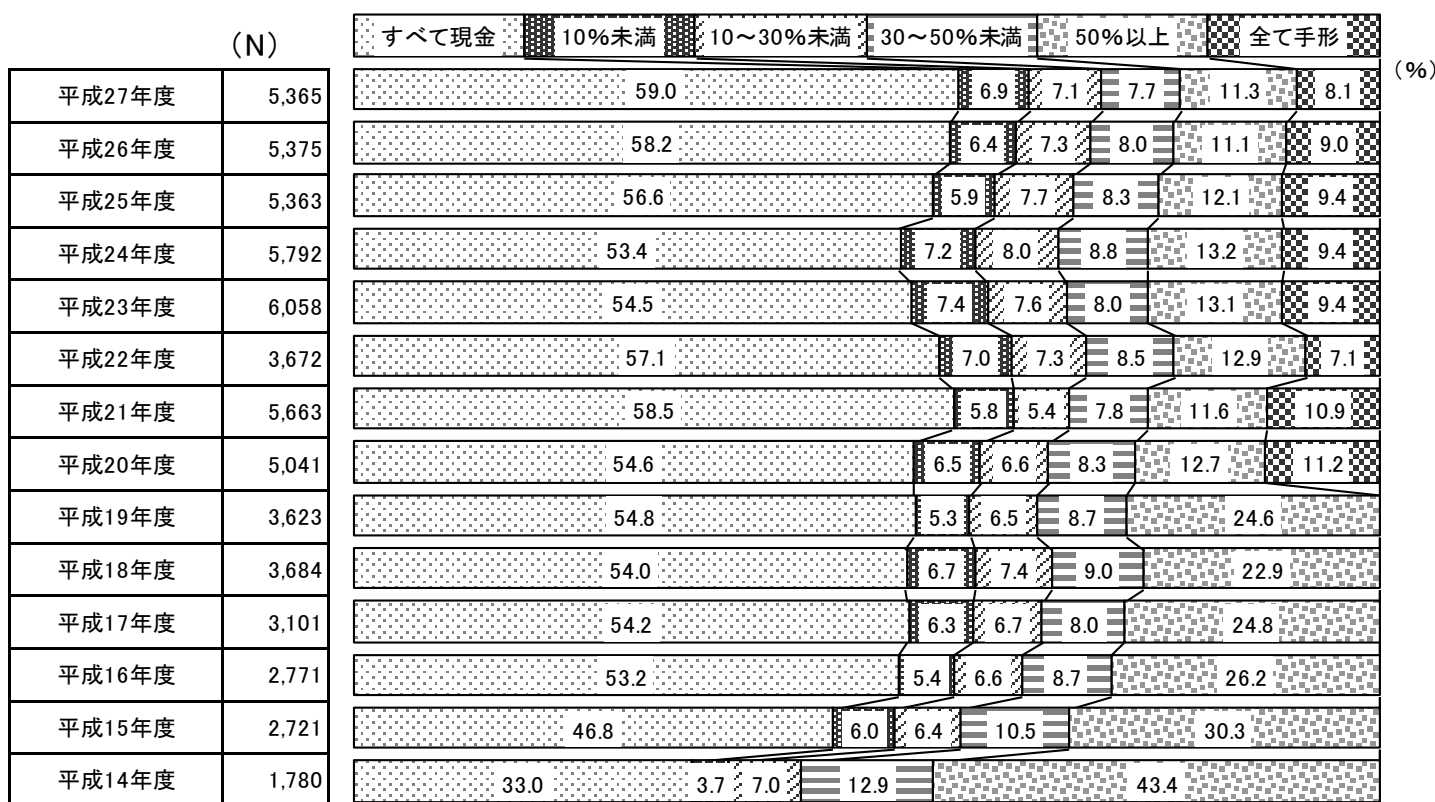
（出所）
「貸出」は、中小企業向けの
年度末残高
（日本銀行 貸出先別貸出金）

（出所）
「受取手形」「支払手形」は、
資産・負債残高に計上されて
いる年度末残高
（財務省 法人企業統計調査）

下請代金の受取方法（現金、手形）

- 下請代金の受取については、「すべて現金」の割合が59.0%となっており、その割合は増加傾向にある。

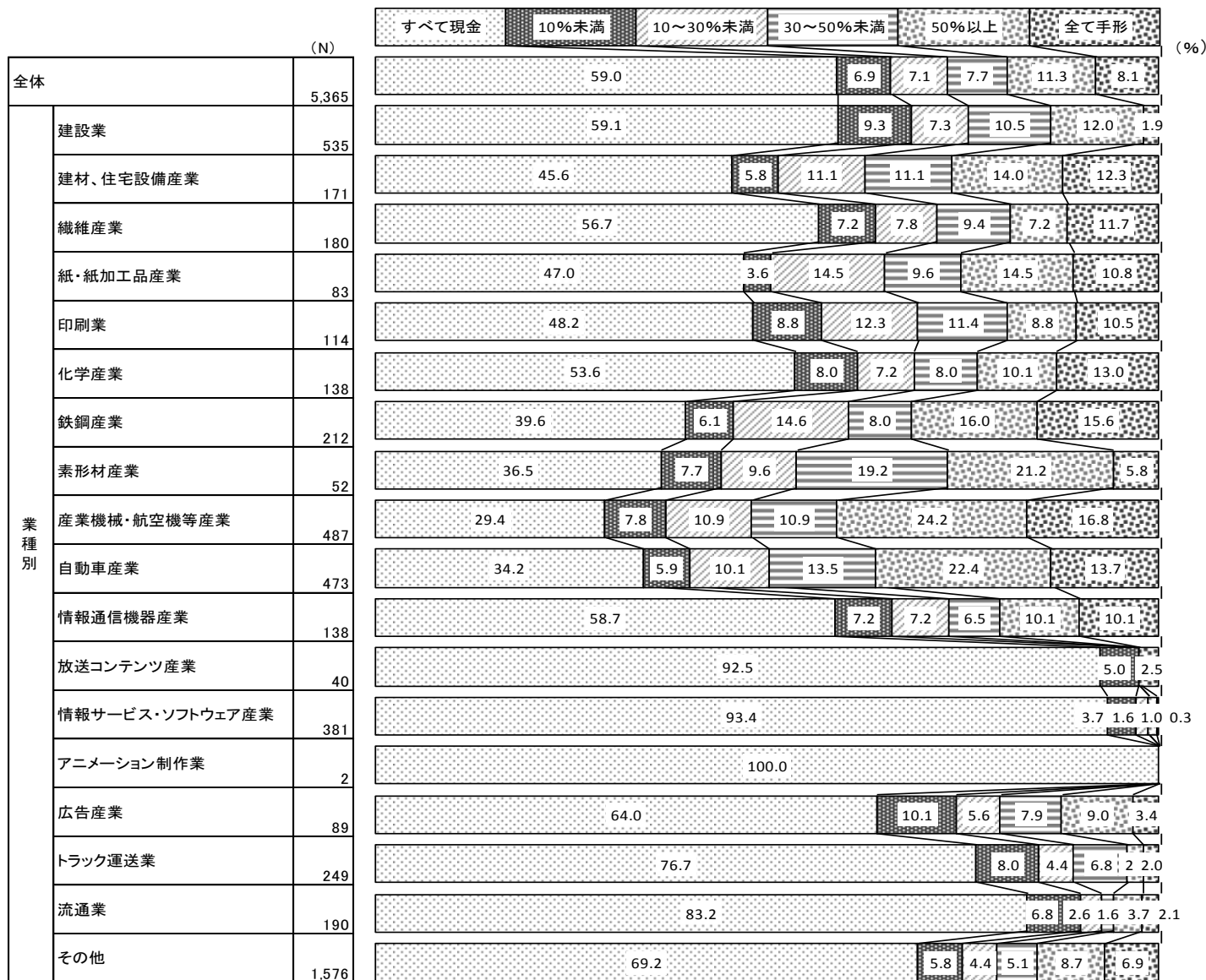
図表6-3-1 下請代金の手形割合-下請事業者（時系列、基数：全体）



出所：平成27年度発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）

下請代金の受取方法（現金、手形）

図表6-3-2 下請代金の手形割合-下請事業者（業種18種別、基数：全体）

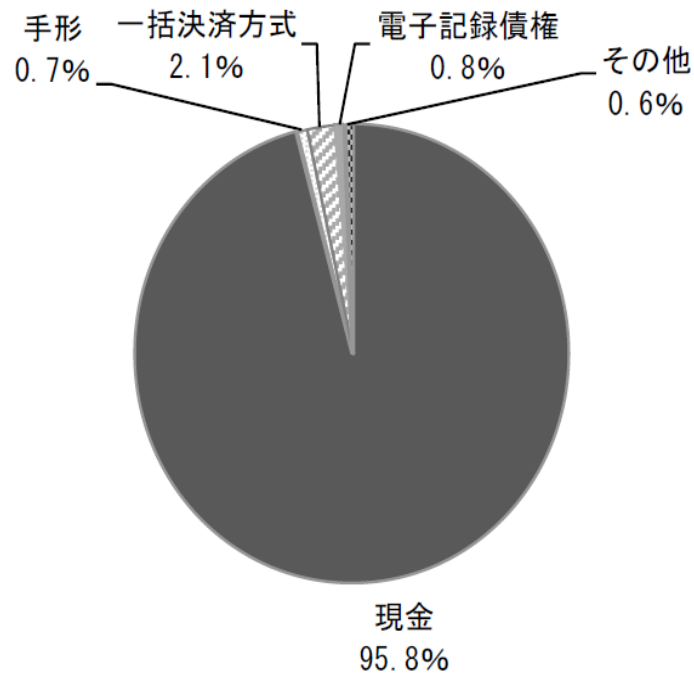


出所：平成27年度発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）

現金での受取希望

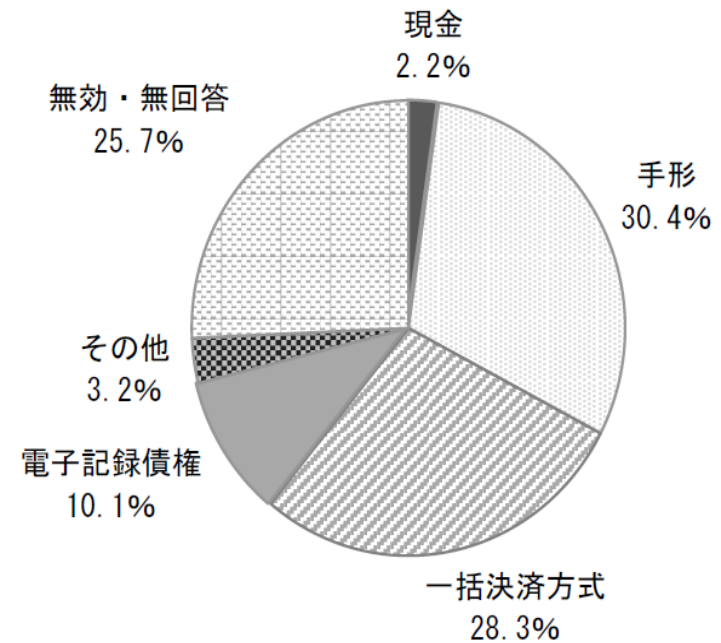
- 中小企業においては、依然として、現金での受取ニーズは強い。

図表 5-14 最も望ましい取引先の決済手段（中小企業）



N=6853

図表 5-15 2 番目に望ましい取引先の決済手段（中小企業）



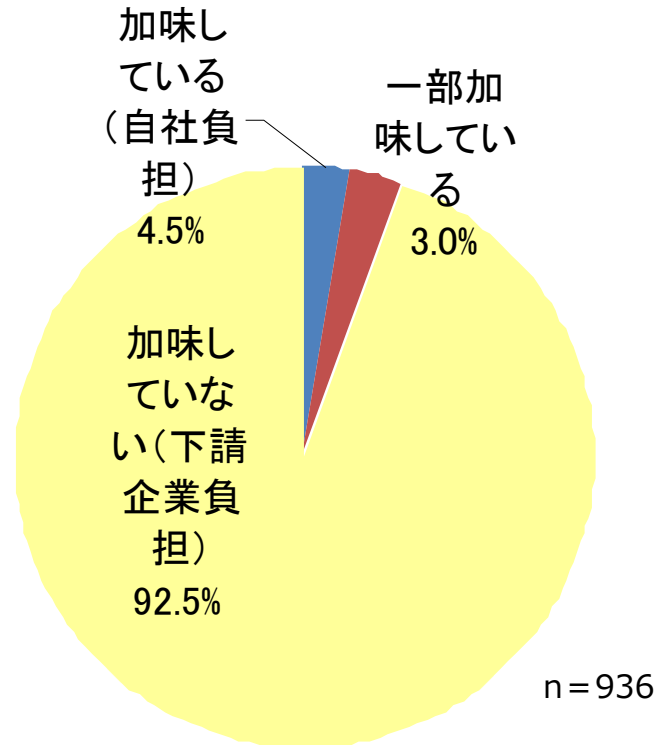
N=6853

3. 手形割引

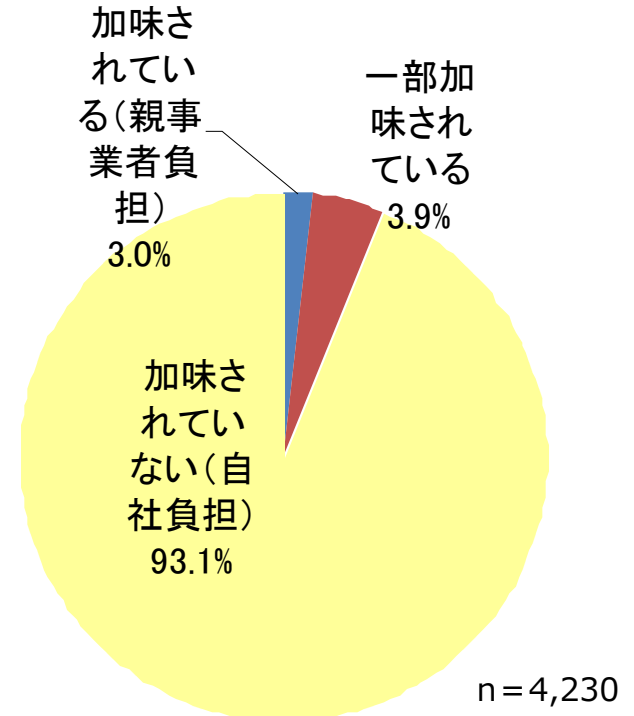
代金支払の決定における手形割引料相当分の加味について

- 代金支払の決定における手形割引料相当分の加味（上乗せ）について質問。
- 大企業が代金を支払う際、「加味している」「一部加味している」と答えたのは、計7.5%。
- 中小企業が代金を受け取る際、「加味されている」「一部加味されている」と答えたのは、計6.9%。

図表 3-77 手形割引手数料の加味（大企業：支払）



図表 3-75 手形割引手数料の加味（中小企業）

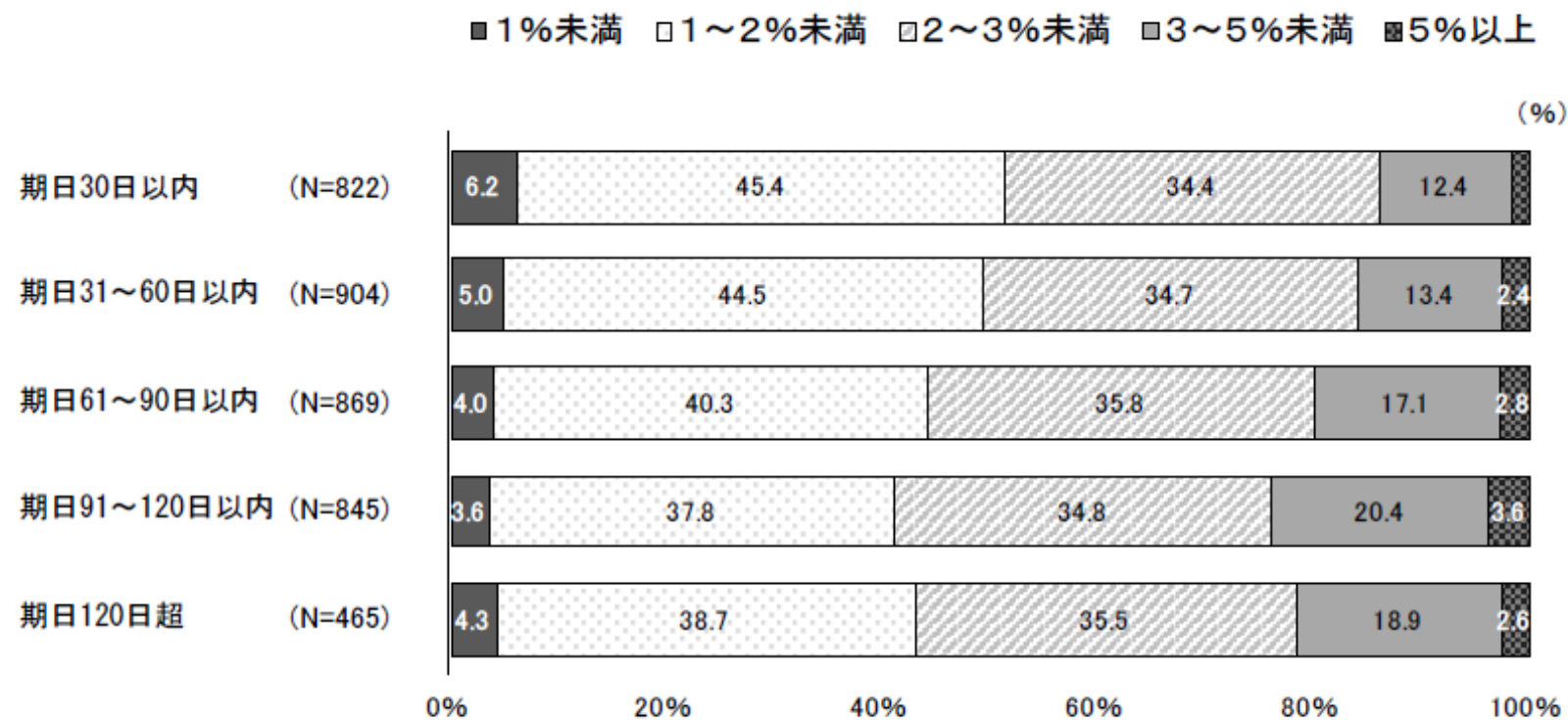


出所：平成25年度下請代金の受取等に関する調査（中小企業庁）

受取手形の割引料について（中小企業）

- いずれの期間においても、「1～2%未満」の割合が高く、次に「2～3%未満」が高い。（ただし、あまり高い割引料では、割引そのものを断念しているケースも考えられる。）
- 割引料については、期日が長いものほど割引率が高くなる傾向。

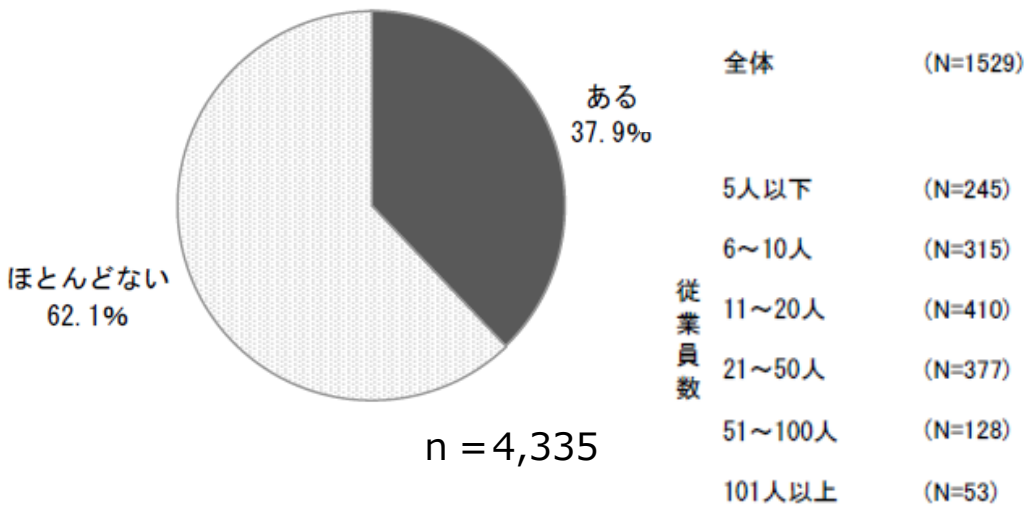
図表 3-61 手形の割引率（中小企業）



割引の頻度

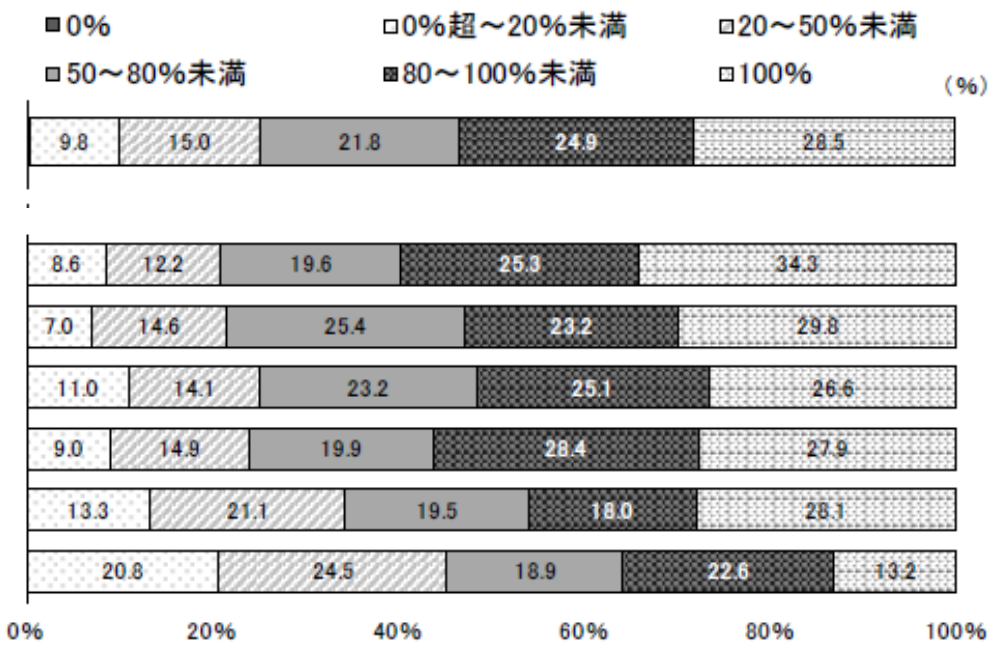
- 手形割引を行う中小企業は37.9%。
- 割引の頻度は、「80%超」が計53.4%。

図表 3-53 手形の割引状況（中小企業）



※「手形割引を行うことはあるか」という質問に対する回答

図表 3-56 手形割引の頻度（中小企業）

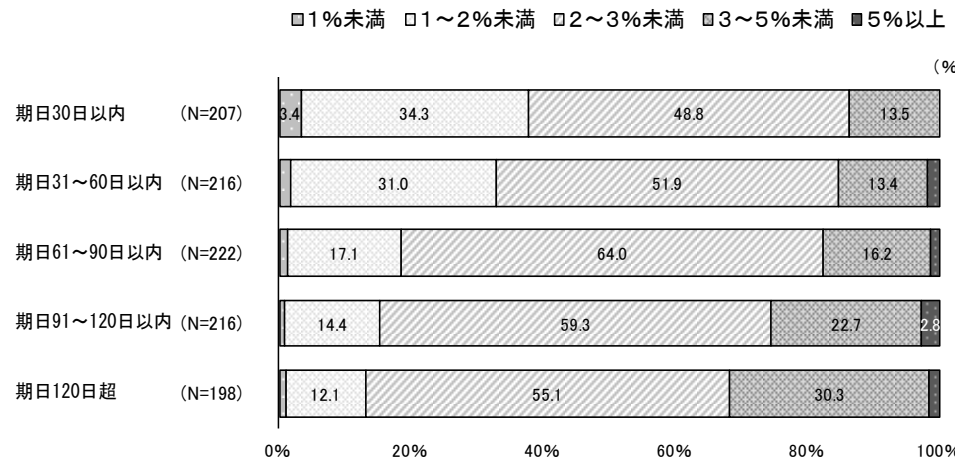


※「手形割引を行うことがある」と回答した者に対し、その頻度を聞いたもの

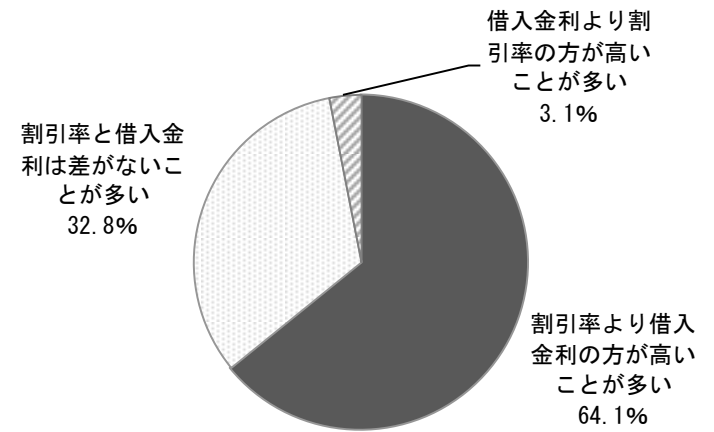
金融機関の手形の割引率

- 手形の割引率を満期日までの期限別にみると、いずれの期間も「2～3%未満」が4～6割と最も割合が高い。また、満期日までの期間が長いほど高い割引率を適用する金融機関が多い傾向もみられる。
- 割引をせずに割引期間に相当する期間の短期借入に対する融資を受けた場合、どちらの金利負担が高くなるかを尋ねた結果、「割引率より借入金利の方が高いことが多い。」が64.1%となり、割引率の方が低い傾向がうかがえる。

図表 3-84 手形の割引率（金融機関）



図表 3-85 割引率と短期借り入れ金の比較（金融機関）



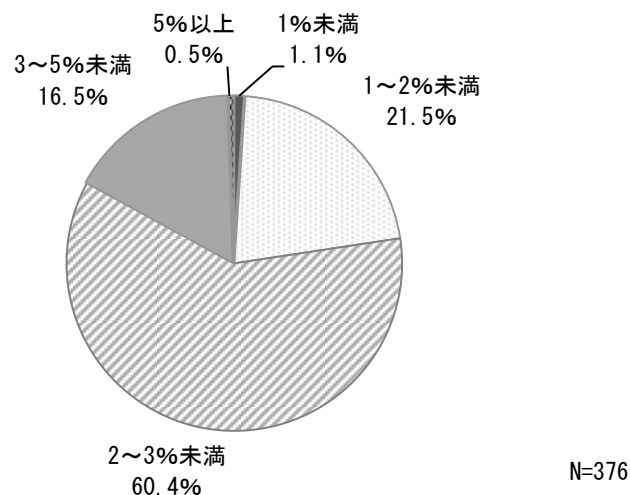
N=357

（出所）平成25年度下請代金の受取等に関する調査（中小企業庁）

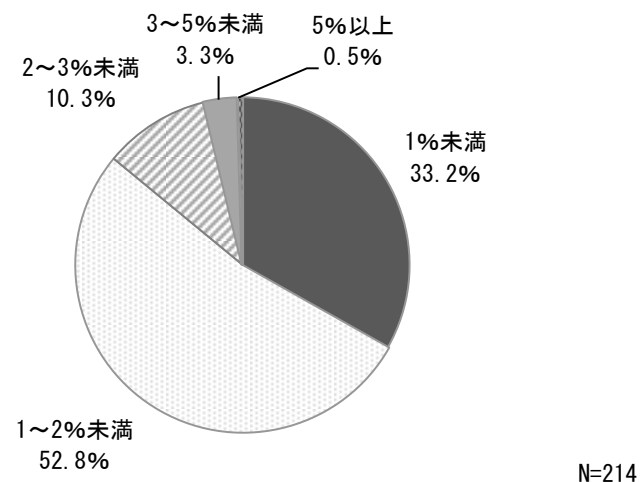
金融機関の短期貸出金利

- 1年以内の短期貸出の金利（平均的な金利）は、中小企業向けは「2～3%未満」が60.4%と最も高く、次に「1～2%未満」が21.5%となっている。
- 大企業向けは、「1～2%未満」が52.8%、「1%未満」が33.2%と中小企業と大企業の金利水準には違いがみられる。

図表 5-27 中小企業向けの平均的な短期貸出金利
（金融機関）



図表 5-28 大企業向けの平均的な短期貸出金利
（金融機関）



（出所）平成25年度下請代金の受取等に関する調査（中小企業庁）

短期貸出金利

- 「下請代金の支払手形のサイト短縮について」（公正取引委員会事務局長名、中小企業長官名）が発出された昭和41年3月当時と比較して、短期貸出金利は大幅に低下している。

	短期貸出 金利
昭和45（1970）年 5月15日	6.25
昭和50（1975）年 4月19日	8.75
昭和55（1980）年3月24日	9.25
昭和60（1985）年 5月28日	5.5
昭和63（1988）年 8月 1日	3.375

	短期プライ ムレート （最頻値）
平成13（2001）年 2月 9日	1.500
平成18（2006）年 2月10日	1.375
平成21（2009）年 1月13日 以降	1.475

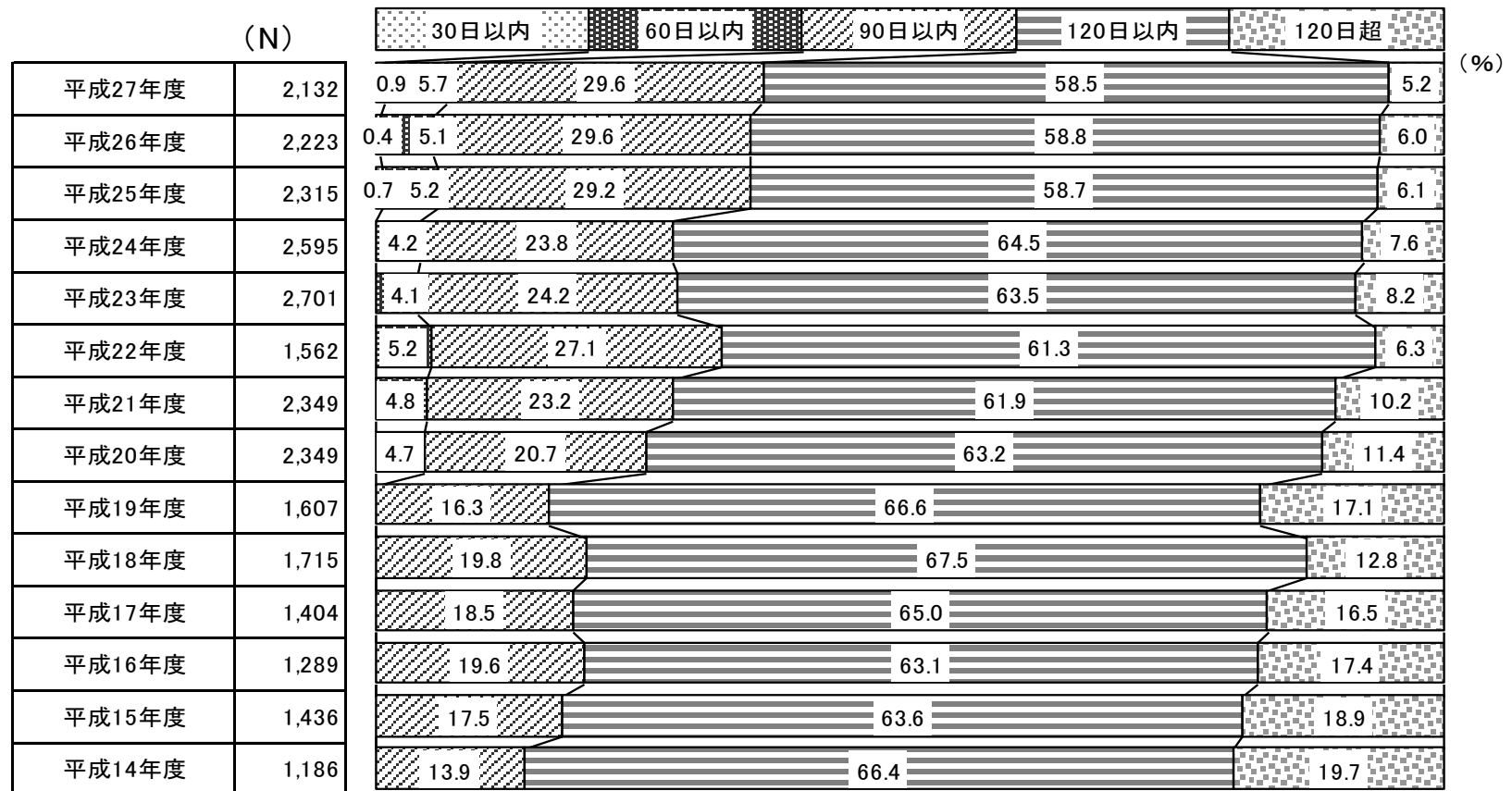
出所：日本銀行ホームページ

4. 手形サイト

手形サイト

- 下請代金の支払いに係る手形サイトは、段階的に短縮傾向にはあるものの、依然として90日超120日以内がおよそ6割を占めている。

図表6-5-1 手形サイト-下請事業者（時系列、基数：下請代金を手形で受け取っている下請事業者）

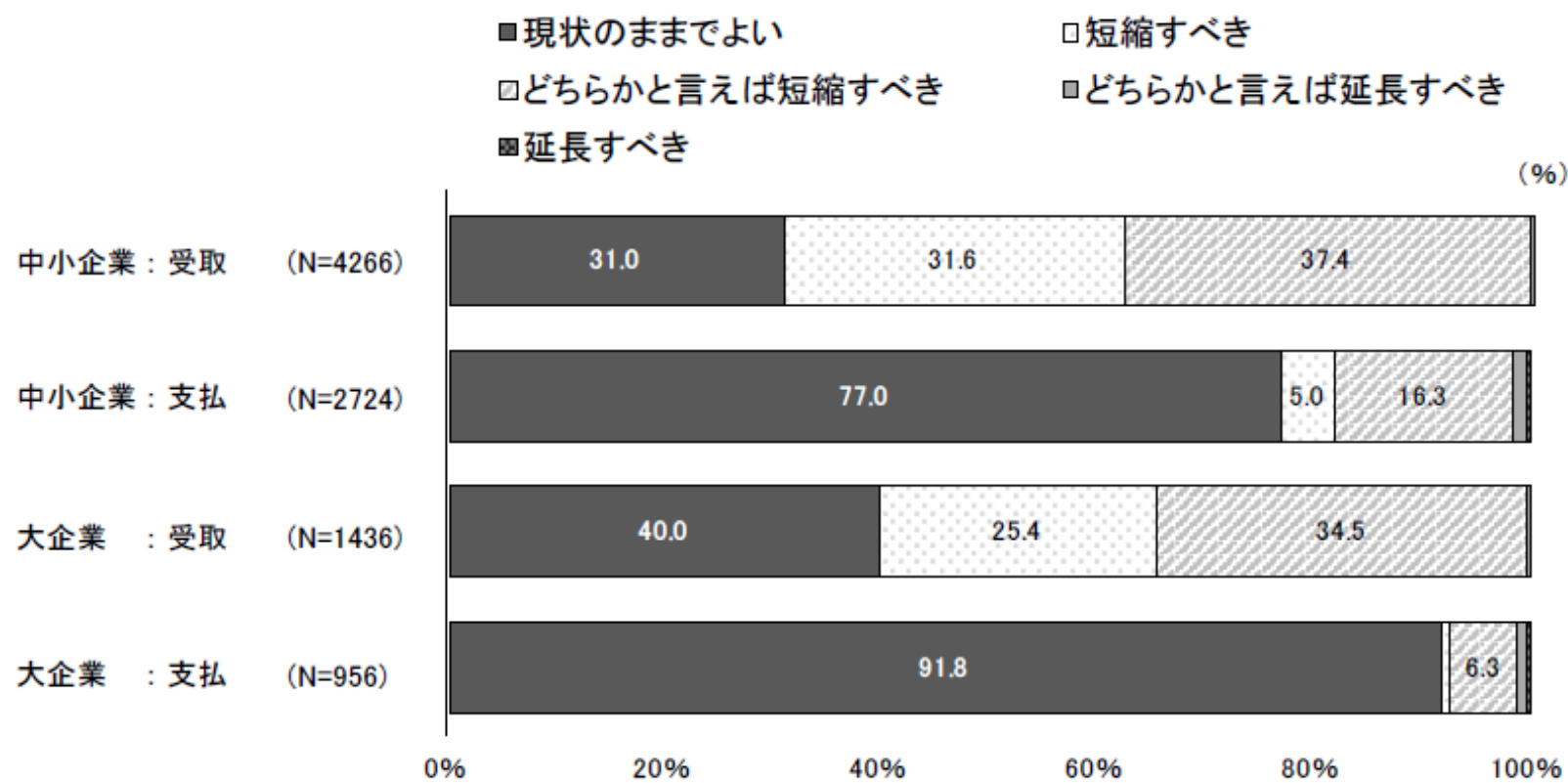


出所：平成27年度発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）

手形サイト

- 大企業、中小企業を問わず、受取手形のサイトについては、短縮の意向が強い。
- 他方、支払手形のサイトについては現状維持の意向が強い。

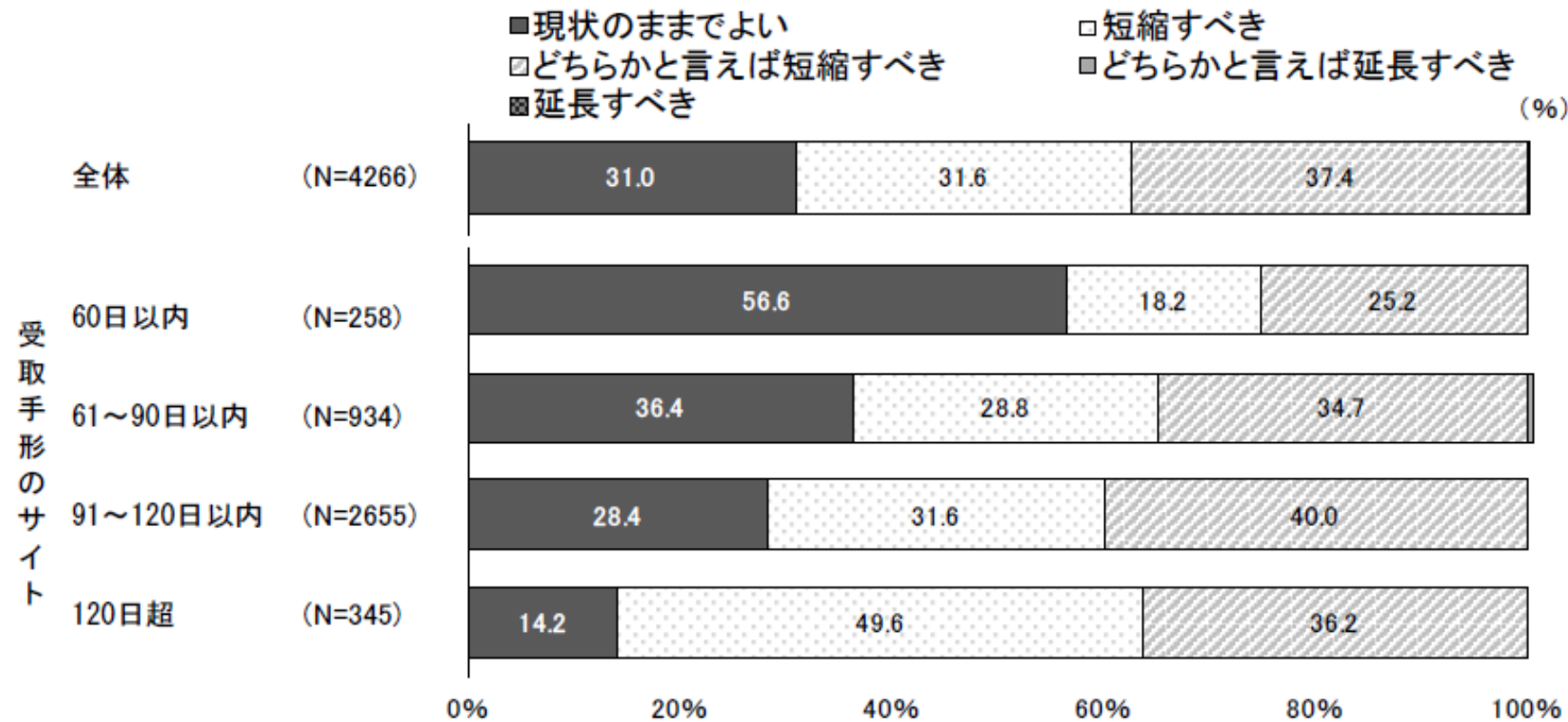
図表 3-24 手形サイトの変更意向（中小企業・大企業の比較）



手形サイト

- 中小企業の受取手形のサイトの短縮の意向について、「60日以内」では43.4%、「90日以内」では63.5%、「120日以内」では71.6%が短縮を希望している。

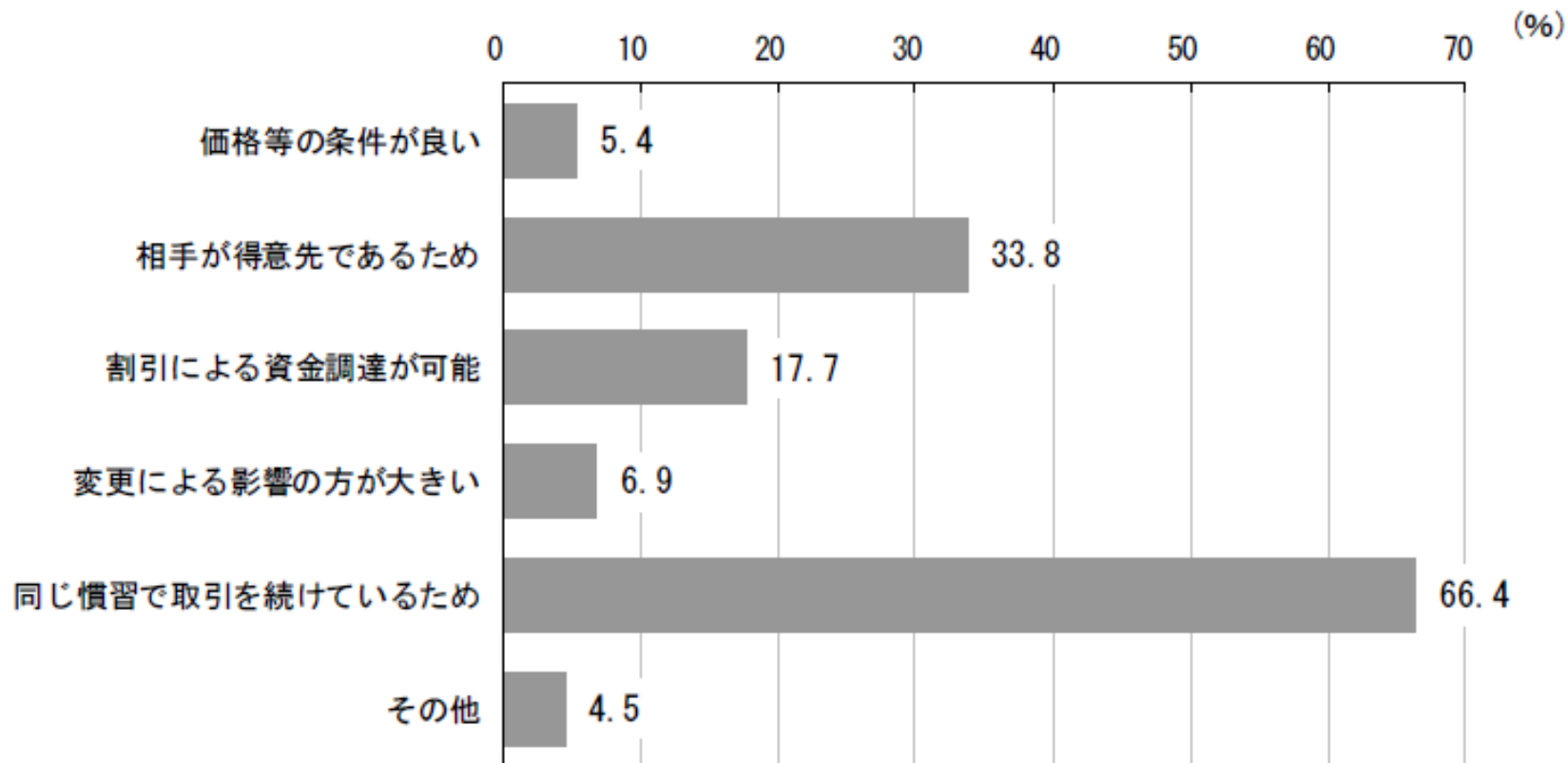
図表 3-27 手形サイトの変更意向（中小企業：受取、手形サイト別）



手形サイト

- 手形サイトの現状維持を選択した理由については、「同じ慣習で取引を続けているため」が66.4%を占めている。

図表 3-28 手形サイトが現状のままでよい理由（中小企業：受取）

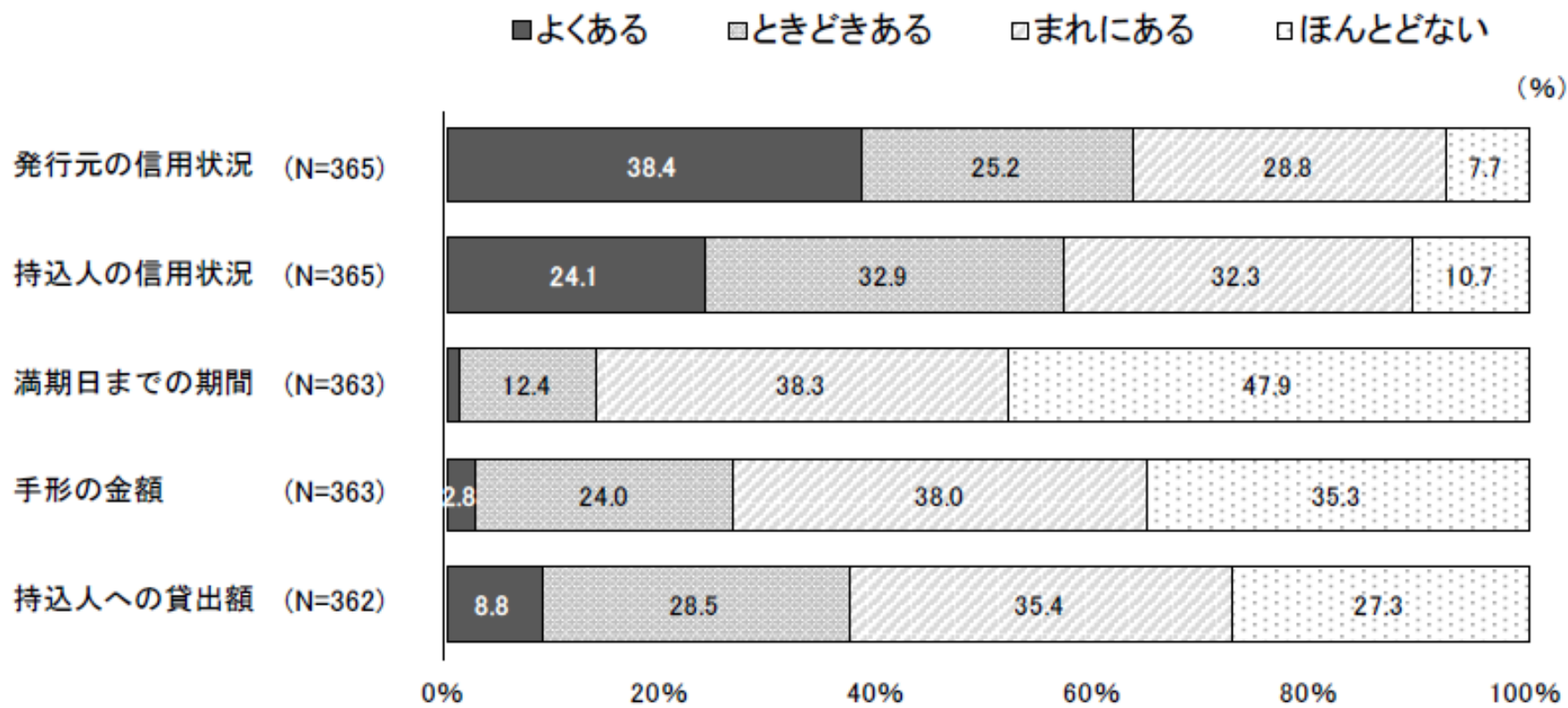


N=1311

割引困難の要因

- 金融機関が割引を断る要因としては、「発行元の信用状況」、「持込人の信用状況」が大きく影響している。「満期日までの期間」については、影響する頻度は低い。

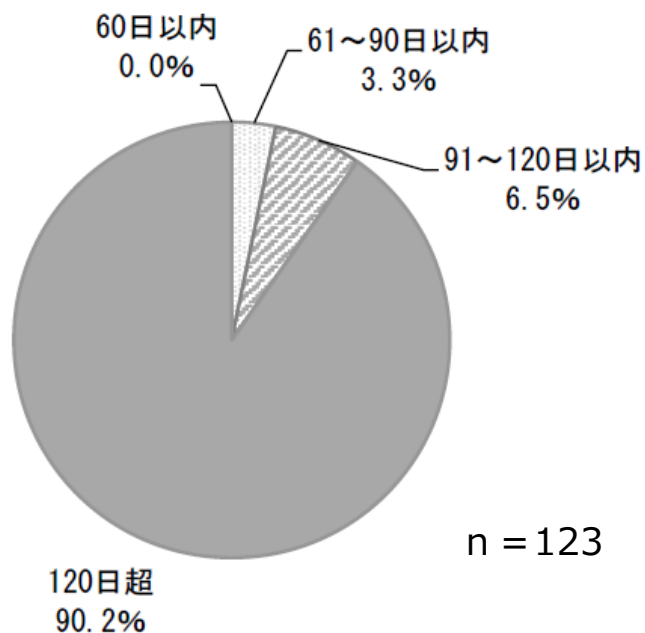
図表 3-90 割引を断る要因の発生頻度（金融機関）



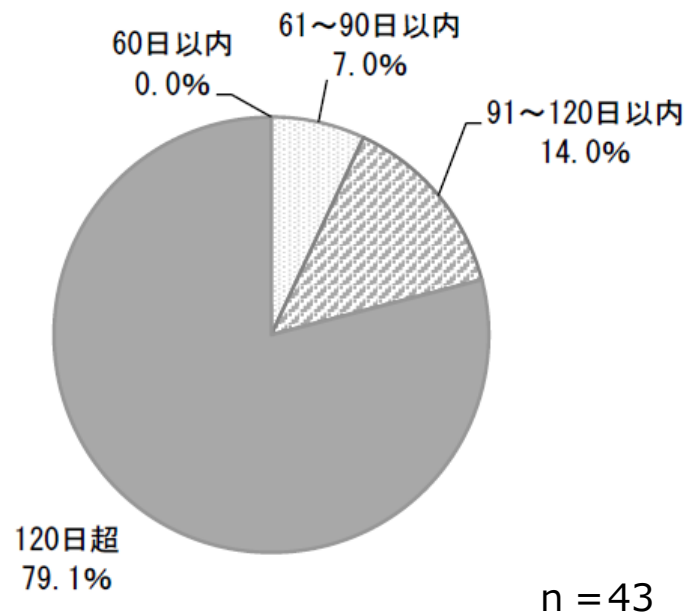
割引困難

- 割引の可否の判断に当たって、満期日までの標準期間を定めている金融機関は全体の34.7%。標準期間については、「120日超」が90.2%。
- 標準期間を定めていない金融機関のうち、期間のみを理由に断る場合があるのは20.4%。その場合の目安は「120日超」が79.1%、「91～120日以内」が14.0%。

図表 3-92 満期日までの標準期間（金融機関）

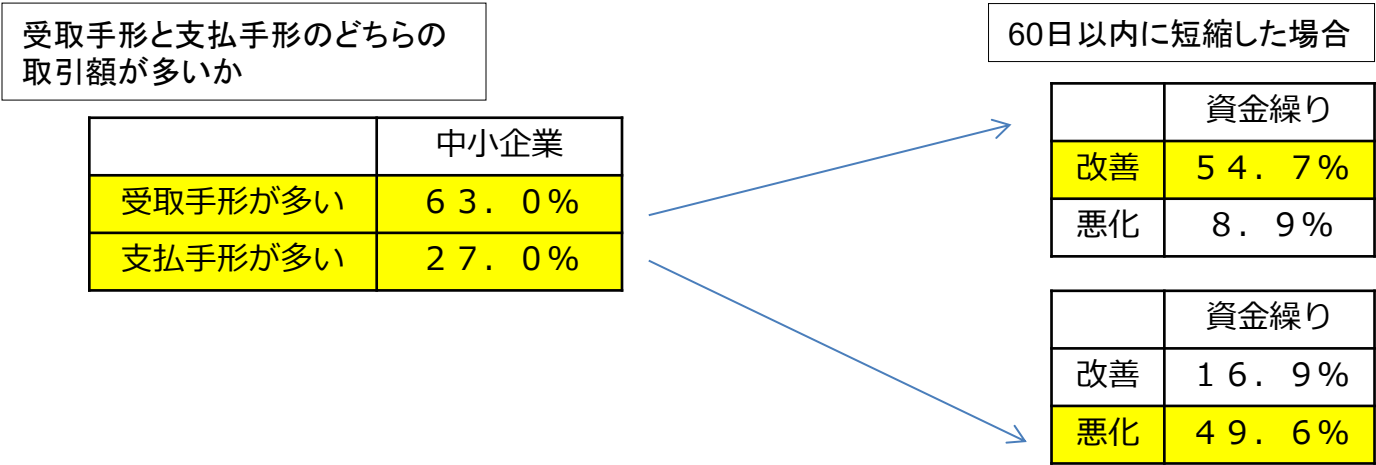


図表 3-95 割引を断る場合の期間の目安（金融機関）



割引困難

- 手形サイトの短縮により、受取手形が多い事業者は資金繰りが改善し、支払手形が多い事業者は資金繰りが悪化する場合が多い。
- 但し、資金繰りへの影響も、一定期間を経れば大きな影響とは考えられていない。



- ・ 受取手形は資金繰りが比較的楽になる。支払手形はキャッシュフローが減少するのは避けられない。長期的視点では、一度支払回収のサイクルが回転してしまえば影響は少ない。
- ・ 一時的に資金負担が増加するため資金繰りに影響がみられるが、数ヶ月を目処に落ち着く見通し。影響は半年で收拾されるとみているため長期的な影響はない。
- ・ 当社の場合、回収手形よりも支払手形の方が取引ウエイトが高いため、短期的には資金繰りに影響を及ぼす可能性がある。ただし、決済全体からみれば手形の取扱金額は全体的には少なく、大きな影響はないものとする。長期的にも、手形サイト短縮というルールが継続・維持されれば、回収・支払ともに短縮されるので大きな影響はないものとする。